

# みどりのこだま

～ひとつ、ひとつ、実現するふくしま～

〒975-0031 南相馬市原町区錦町1-30  
福島県相双農林事務所農業振興普及部  
TEL(0244)26-1150  
FAX(0244)26-1169  
E-mail : shinkouhukyu.af06@pref.fukushima.jp

## 南相馬市から高品質なシクラメンを全国へ ～令和6年度農事功績者表彰(株)根本園芸 根本修二氏～



(株)根本園芸 根本修二氏

令和6年11月14日、東京都港区にある赤坂インターシティ AIRにおいて、公益社団法人大日本農会主宰の農事功績者表彰式が開催されました。本県から南相馬市の(株)根本園芸の根本修二氏が、県内における鉢花振興と将来を担う若手農業者・指導者の育成、東日本大震災からの復興・再生、そして、シクラメン栽培における高い技術力等が評価され、緑白綬有功章を受章されました。



表彰式に臨む根本修二氏



授与された緑白綬有功章

表彰式では、大日本農会総裁である秋篠宮皇嗣殿下が御台臨の下、表彰状、賞章等が授与されました。

大日本農会は、農業・農村の振興と発展に寄与することを目的として1881年に創設されました。「農事功績者表彰事業」は、本年で108回となり、農業経営に新たな品目や技術を導入するなどの工夫を重ね、地域農業の発展に貢献された方々が受章されています。

根本修二氏は、県指導農業士として平成16～27年に御活躍いただいただけでなく、平成18年から暦年全国花き品評会等で農林水産大臣賞(シクラメン)を受賞するなど高品質のシクラメンを生産し、県内鉢花生産のけん引役として貢献されてきました。平成23年3月の東日本大震災では南相馬市小高区から避難を余儀無くされ、経営を一時中断されましたが、8月には営農を再開、平成28年には鹿島区において震災前と同規模の施設を取得し本格的な営農再開を果たされています。現在は、後継者ととともに、高品質なシクラメン等の鉢花生産を展開しており、シクラメンの『根本園芸』としてブランド化をより進めています。今後、益々の御発展・御活躍を期待しております。

## 相双地方タマネギ生産振興セミナーを開催しました

相双地方のタマネギは、浜通りの農業復興をけん引する重要な品目であり、令和3年より野菜指定産地となっております。一方、基本的な栽培管理の徹底や病虫害対策による収量・品質の向上が課題となっております。

これらの課題解決を図るため、12月5日(木)に南相馬市小高区において、農業者をはじめ各メーカー、JAグループ、国・市町村など約70名に御参加いただき、相双地方タマネギ生産振興セミナーを開催しました。

セミナーでは、作付面積全国第2位を誇る佐賀県の農業試験研究センターの近藤知弥様から、「タマネギの病虫害対策をはじめとする収量・品質向上のための栽培管理」と題し講演をいただき、「健苗育成には適切な灌水と追肥が重要」「春先のべと病対策はマンゼブ剤を中心とした防除が効果的」「収穫後腐敗対策としての貯蔵適温は20℃程度」など具体的な技術対策について説明いただきました。

生産者の皆様におかれましては、これからの栽培管理として、「①3月までに追肥を終える」「②べと病一次感染株(葉が湾曲、黄化・退色した株)の抜き取りとは場外への持ち出し」「③春先におけるべと病の10日間隔防除」に取り組んでいただくなど、本セミナーでの学びを今後の経営に活かしていただければ幸いです。

農業振興普及部では、相双地方のタマネギが、復興・再生への大きな希望の光となるよう、引き続き産地振興に努めてまいります。

タマネギ栽培に興味・関心のある方は、農業振興普及部へお気軽に御連絡ください。



▲相双地方タマネギ生産振興セミナーの様子

## 令和6年度鳥獣被害対策モデル集落の取組について

福島県における令和5年度の鳥獣による農作物被害金額は1億3,959万円となり、前年度と比較して2,075万円の増加(17.5%増)となりました。相馬地域では特にニホンザルによる被害が増加傾向であり、引き続き対策が必要です。

鳥獣被害防止対策を効果的に進めるには、個人での対策のみならず、地域一丸となった取組が不可欠です。そこで、農業振興普及部では、生息環境管理(緩衝帯の設置、餌となる誘因物の除去)、被害防除(電気柵やワイヤーメッシュ柵の設置)、個体数管理(農地周辺での捕獲)を総合的に実施する鳥獣被害対策モデル集落を設置しています。

モデル集落の取組では、3年間の活動を通して主体的に鳥獣対策を行える集落となることを目指しており、令和6年度は、活動の2年目として「南相馬市片倉地区」にて活動を行いました。活動内容としては、侵入防止柵設置支援に係る現地実習、ニホンザルを対象とした侵入防止柵設置・管理講習会、追い払い現地実習を行いました。ニホンザル追い払いを行う際には「集団で」「山の中まで」追いかけていくことが重要なポイントであることや、ワイヤーメッシュ柵と電気柵を組み合わせた侵入防止柵の設置が有効であること、設置のみならず維持管理を適切に行うことが重要であること等、今後の活動へ活かせる知識・経験を得ることができました。モデル集落としての活動は、残すところ後一年ですが、次年度は地区の住民及び農業担い手の皆さん自らが対策の考案・実行ができるような、地域のモデルとなる集落を目指して活動を行ってまいります。



▲侵入防止柵設置・管理講習会の様子

## A.C.ハマーズ2001が地産地消推進イベントを開催しました

「A.C.ハマーズ2001」は、20～30代を中心とした相馬地域の若手農家たちが、交流や情報交換等を目的に結成した青年農業者団体であり、栽培品目を問わず、多様な構成員が所属しており、会員17名で活動しております。

A.C.ハマーズ2001は、令和7年1月26日に新地町の小学生とその保護者の方を対象とした「地産地消イベント」を開催しました。イベントには計18組36名に参加いただきました。

参加者のみなさまは福島県産の野菜や牛肉を味わい、おなかいっぱい食べることで、福島県産の農畜産物の魅力について理解を深めていただくことができ、福島県産農畜産物の消費拡大がより一層期待されることとなりました。

今回参加した会員にとっては、参加者との交流を通じて、消費者が農産物を購入する際の基準などの知見を得ることができ、自らの農業経営を振り返るキッカケとなりました。

A.C.ハマーズ2001はこのようなイベントの開催に共感して下さる頼もしい仲間の入会を待っています。A.C.ハマーズ2001について興味のある方は農業振興普及部までお問い合わせください！！



▲地産地消イベントの様子

## 県産花きを使ったフラワーアレンジメント教室を開催しました!

令和6年12月～令和7年1月に、相馬地域の3つの小学校で、県産花きを使ったフラワーアレンジメント教室を開催しました。

生徒のみなさんは、講師の飯塚花園さん(相馬市)の指導のもと、ヒムロスギやユーカリ、宿根カスミノウなどを使ったクリスマスやバレンタインに向けたアレンジメントを作りながら、花材の姿や香りを楽しみました。

花を見たり触れたりすることによる安らぎや、本県で様々な花きや枝物が生産されていることを知ってもらう機会となりました。



▲相馬市立磯部小学校にて

## 花きを栽培してみませんか?

相馬地域では、コギクやトルコギキョウ、ストック等の生産が行われています。

栽培技術や販路は当部及びJAが支援しています。

空いている農地やハウスをお持ちでしたら、栽培してみませんか?

<露地品目>

・コギク 栽培期間の例)定植10月→出荷翌年7月

<施設品目>

・トルコギキョウ 栽培期間の例)定植2月→出荷6月

・ストック 栽培期間の例)定植9月→出荷12月

詳細は、農業振興普及部 花き担当までお問い合わせください。



▲コギク



▲トルコギキョウ

## みなさんの大切な果樹園地を後代へ引き継ぎませんか？

全国的に果樹の生産者や栽培面積は年々減少しています。相馬地域も例外ではなく、産地の維持・発展のためには、みなさんがこれまで大切にしてきた果樹園地を新たな担い手へ引き継ぐことが必要になってきています。

当部では、関係機関と連携し、果樹園地を新たな担い手や後継者に引き継ぐ園地継承を支援しています。

### ●支援内容

- ①新たな担い手候補者とのマッチングの支援
- ②園地の貸借契約の支援
- ③専門家による資産の譲渡方法や貸借契約等の助言

※専門家による助言は一定の条件があります。

現在、新たな担い手に譲りたい・貸したい果樹園地の情報を募集していますので、まずはお気軽にご相談ください。



## 春作に向けた農作業時の注意

令和6年、相馬地域では、春期作業時の農作業事故が例年より多く発生しました。安全な農作業に取り組めるよう、春作に向けて今一度、農業機械の整備・点検を行いましょう。その際、機械のエンジンを止めるなど、安全には十分に注意して下さい。また、無人ヘリコプターや無人ローターのよう無人航空機使用に伴う事故も発生しています。無人航空機を使用する際には、オペレーターや補助者の安全を確保してください。

操縦方法の確認や事故を起こさないためのルールづくり、事故が発生してしまった際の対応手順について見つめ直す機会をつくり、安全な農作業を目指しましょう。



## 農薬使用履歴を記帳しましょう！

農薬の使用状況の記帳は、農薬取締法に基づく省令の「農薬を使用する者が遵守すべき基準」で努力義務として規定されています。

農薬の使用履歴を記帳することで、農薬毎及び有効成分毎の使用回数を数えることができ、農薬取締法違反を防ぐことができます。また、万が一、残留農薬基準値を超過した場合も、原因究明や再発防止策がとりやすくなります。

食の安全安心の意識が高まる昨今、生産者の意識も高めていく必要があります。

農薬の使用履歴を記帳して、消費者に信頼される生産者を目指しましょう。

